

請 願

平成29年3月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第1号	H29. 2. 10	農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願	岩瀬郡鏡石町 [REDACTED]	丸本由美子	1~2
			須賀川地方農民運動連合会 会長 丹治実		
請願第2号	H29. 2. 13	旧大東幼稚園を子育てサークルで利用することを求める請願書	須賀川市 [REDACTED]	横田洋子	3
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		
請願第3号	H29. 2. 13	新入学児の就学援助制度入学援助金の前倒し支給を求める請願書	須賀川市 [REDACTED]	横田洋子	4
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		
請願第4号	H29. 2. 15	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	須賀川市 [REDACTED]	大倉雅志	5~10
			日本労働組合総連合会福島県 連合会須賀川地区連合 議長 鈴木重一		

## 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

2017年 2月10日

須賀川市議会議長

広瀬 吉彦 殿

請願団体 須賀川地方農民運動連合会  
住所 岩瀬郡鏡石町  
代表者 会長 丹治 実  
紹介議員 丸本由美子



### 【請願の趣旨】

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしています。この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねません。

平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については 10 a あたり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかです。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

### 【請願事項】

1. 農業者戸別所得補償制度を復活させること。



## 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかるうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねません。

平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対し、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については 10 a あたり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかです。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 月 日

〇〇県〇〇市議会

〇議院議長 〇〇 〇〇殿

2017年 2月 13 日

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

請願団体

新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子

住所 〒962-~~8888~~

須賀川市~~須賀川市~~

TEL・FAX ~~0242-22-1111~~

紹介議員

横田 洋子 (横田)

## 旧大東幼稚園を子育てサークルで利用することを求める請願書

### 【請願趣旨】

子どもの健全発達のためには遊びが必要ということは周知の事実だと思います。本市は交流センター「tette」の建設中ではありますが、現在遊び場は十分ではありません。公民館もありますが子育てしながらの予約は大変むづかしいです。子どもの成長は待ったなしです。

旧大東幼稚園は身体をいっぱい動かせるホールもあります。また教室があるので各サークルが重なっても利用できます。子育てサークル間の交流と情報発信の基地となるように耐震化やリフォームをしていただき、今必要な子育て世代をぜひ支援していただきたいと要請するものです。

### 【請願項目】

- 1 旧大東幼稚園を子育てサークル支援センターなどに借館して利用できるように  
フォーム・耐震補強などの対策をして下さい。



2017年 2月 13日

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

請願団体

新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子

住所 〒962-~~XXXX~~

須賀川市~~XXXXXXXXXX~~

TEL・FAX ~~XXXXXXXXXX~~

紹介議員

横田 洋子 (横田)



## 新入学児の就学援助制度入学援助金の

### 前倒し支給を求める請願書

#### 【請願趣旨】

「義務教育は無償である」と日本国憲法に定められています。

今、若い父母の就業環境は悪化しており、派遣労働という不安定雇用が増えています。正規雇用であっても給料の上昇率は少なく、経済的に困窮している家庭が増えています。このような時、入学準備金の父母負担は大きく本当に大変です。入学という子育ての喜ばしい節目に、入学準備金の工面のために四苦八苦して心から喜ぶことができない状態です。

国は2017年から就学援助制度、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価を、国民の要望により今までの約2倍に引き上げました。

須賀川市でも新入学児の就学援助制度入学準備金は、入学に間に合うよう前倒しで支給されたら新入学児の家庭は大変助かります。

#### 【請願項目】

- 1 新入学児の就学援助制度入学援助金は前倒しで入学前に支給実施への改善をはかること。



# 請 願 書

2017年 2月15日

須賀川市議会  
議長 広瀬 吉彦 殿

住 所 福島県須賀川市 ~~須賀川市須賀川~~  
氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合  
議 長 鈴木 重一  
紹介議員 大倉 雅志

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均100,0円を目指す」との目標が掲げられています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で726円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1000円には程遠い金額であり、その水準は2007年からの9年間全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願い致します。

1. 福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行なうこと。
2. 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正をはかること。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早期の発効に努めること。



以 上

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1000円を目指す」との目標が掲げられています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で、726円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1000円には程遠い金額であり、その水準は2007年からの9年間全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、本市議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

1. 福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度をめどに引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って相応の引き上げを行なうこと。
2. 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正をはかること。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

内閣総理大臣  
厚生労働大臣 あて  
福島労働局長

須賀川市議会  
議長 広瀬 吉彦

## 意見書提出先の氏名と住所

### 最低賃金引き上げ早期発効を求める意見書

提出先	氏名	住所	
衆議院議長	大島 理森 殿		
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	塩崎 恭久 殿	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館	厚生労働省
福島労働局長	島浦 幸夫 殿	〒960-8021 福島市霞町 1-4-6 福島合同庁舎 5階	福島労働局



都道府県別リビングウェイジ [単身者の最低生計費をクリアする賃金水準] 2013年  
2016年度地域別最低賃金・2015年「賃金構造基本統計調査」との比較

2016地域別 最低賃金額 順に記載	都道府県別リビングウェイジ2013年				賃金および地域別最低賃金					生計費をクリアする賃金 水準と賃金・地賃の比率			
	最低生計費+税・社保			修正した 地域物価 指数 ※3	2015 女性 パート 時間額 (所定内) (b)円	2015 高卒初任給		2016 地域別最低賃金		対 女性 パート b/a	対 初任給 c/n	対 地賃 d/a	
	時間額 (所定内) ※1	時間額 (法定) ※2	月例賃金			月額	時間額 ※1	時間額	月額 ※1				
	(a)円	円	円	埼玉=100	円	円	(c)円	(d)円	円				
地賃A	東京	1,080	1,020	177,000	115.6	1,221	177,900	1,119	932	152,848	113.1	103.6	86.3
	神奈川	1,000	940	164,000	107.3	1,119	178,500	1,102	930	152,520	111.9	110.2	93.0
	大阪	950	890	155,000	101.4	1,126	165,600	1,022	883	144,812	118.5	107.6	92.9
	愛知	900	850	147,000	96.1	1,048	166,300	1,014	845	138,580	116.4	112.7	93.9
	千葉	940	890	154,000	100.6	1,079	162,600	991	842	138,088	114.8	105.5	89.6
地賃B	埼玉	930	880	153,000	100.0	1,043	166,300	996	845	138,580	112.2	107.1	90.9
	京都	960	900	157,000	102.9	1,083	159,600	973	831	136,284	112.8	101.4	86.6
	兵庫	930	870	152,000	99.0	1,015	166,200	1,013	819	134,316	109.1	109.0	88.1
	静岡	890	840	146,000	95.5	990	165,300	990	807	132,348	111.2	111.2	90.7
	三重	850	810	140,000	91.5	1,025	160,800	980	795	130,380	120.6	115.4	93.5
	広島	900	850	148,000	96.5	1,002	159,300	960	793	130,052	111.3	106.6	88.1
	滋賀	880	830	144,000	94.3	1,002	160,200	983	788	129,232	113.9	111.7	89.5
	栃木	880	830	144,000	94.2	961	164,900	987	775	127,100	109.2	112.2	88.1
	富山	880	830	144,000	94.0	1,006	162,200	977	770	126,280	114.3	111.0	87.5
	長野	890	840	146,000	95.3	992	159,900	963	770	126,280	111.5	108.2	86.5
茨城	880	830	144,000	94.2	1,015	163,700	1,010	771	126,444	115.3	114.8	87.6	
地賃C	北海道	880	830	145,000	94.6	926	147,300	882	786	128,904	105.2	100.2	89.3
	岐阜	850	810	140,000	91.2	975	160,600	950	776	127,264	114.7	111.8	91.3
	福岡	900	850	147,000	96.3	979	156,000	945	765	125,460	108.8	105.1	85.0
	奈良	880	830	144,000	94.1	1,001	160,800	969	762	124,968	113.8	110.1	86.6
	群馬	860	810	141,000	92.0	967	159,300	954	759	124,476	112.4	110.9	88.3
	山梨	890	840	146,000	95.6	1,005	159,200	953	759	124,476	112.9	107.1	85.3
	石川	890	840	146,000	95.7	975	160,700	957	757	124,148	109.6	107.5	85.1
	岡山	880	830	145,000	95.0	1,003	160,300	960	757	124,148	114.0	109.1	86.0
	福井	870	820	143,000	93.4	975	157,200	930	754	123,656	112.1	106.9	86.7
	和歌山	850	810	140,000	91.2	938	159,200	959	753	123,492	110.1	112.8	88.6
	山口	860	810	141,000	92.1	927	154,000	928	753	123,492	107.8	107.9	87.6
	新潟	900	850	147,000	95.8	962	160,600	956	753	123,492	106.9	106.2	83.7
	宮城	920	870	151,000	98.9	970	153,000	927	748	122,672	105.1	100.3	81.3
	香川	870	820	142,000	92.9	982	159,500	955	742	121,688	112.9	109.8	85.3
地賃D	福岡	870	820	143,000	93.7	919	151,400	925	726	119,064	105.6	106.3	83.1
	青森	850	810	140,000	91.2	838	143,600	860	716	117,424	98.6	101.2	84.2
	秋田	870	820	143,000	93.2	860	142,000	855	716	117,424	98.9	98.3	82.3
	山形	900	850	148,000	96.7	892	145,800	868	717	117,588	99.1	96.4	79.7
	徳島	870	820	142,000	93.1	1,003	153,200	934	716	117,424	115.3	107.1	82.3
	愛媛	850	810	140,000	91.7	922	151,200	929	717	117,588	108.5	109.3	84.4
	鹿児島	870	820	142,000	92.8	894	144,600	856	715	117,260	102.8	98.3	82.2
	岩手	880	830	144,000	94.0	851	146,300	871	716	117,424	96.7	99.0	81.1
	鳥取	880	830	144,000	93.9	959	148,200	877	715	117,260	109.0	99.7	81.3
	佐賀	860	810	141,000	92.1	891	145,200	869	715	117,260	103.6	101.1	83.1
	長崎	890	840	146,000	95.1	904	144,500	865	715	117,260	101.6	97.2	80.3
	熊本	870	820	142,000	93.1	864	153,800	924	715	117,260	99.3	105.9	82.2
	大分	860	810	141,000	92.2	886	149,200	893	715	117,260	103.0	103.9	83.1
宮崎	840	790	138,000	90.3	865	146,700	868	714	117,096	103.0	103.3	85.0	
沖縄	810	770	133,000	86.9	879	138,500	829	714	117,096	108.5	102.1	88.1	
島根	880	830	145,000	95.0	939	151,900	921	718	117,752	106.7	104.6	81.6	
高知	880	830	144,000	94.1	922	144,600	876	715	117,260	104.8	99.6	81.3	

注：※1 「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均(16時間)で計算  
 ※2 法定労働時間数の1ヵ月あたり上限(173.8時間)で計算(これまでの調査との連続性を保つため)  
 ※3 2007「全国物価統計調査」の都道府県別長年寄家世帯の物価指数における都道府県の相対的位置関係を、連合最低生計費の地域間格差(埼玉県を100)に引き直した。これにもとづく都道府県の生計費推計値(月例賃金)は1,900円単位で四捨五入  
 ただし愛知県は家賃の県内格差が大きく、参考までに名古屋市のデータを示すと、修正地域物価指数100.2、月例賃金152,000円、時間額921円(所定内実労働時間数)／875円(法定労働時間数上限)となる  
 ※4 「賃金構造基本統計調査」都道府県別所定内実労働時間数で計算

出所：地域別最低賃金額(2016年)、厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査(全国)」、総務省「平成19年全国物価統計調査」から連合で計算



## 2016年度地域別最低賃金額改正状況

連合 労働条件・中小労働対策局

03-5295-0517

ラ ン ク	都道府 県名	2015年度		2016年度改定		2016年度決定状況					指 定 発 効	発効日	
		最低賃金額		最低賃金額		専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決			
		時間額	時間額	引上げ額	率								
A	東京	907	932	25	2.76%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日	
	神奈川	905	930	25	2.76%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日	
	大阪	858	883	25	2.91%	8月4日	有	○	—	—		10月1日	
	愛知	820	845	25	3.05%	8月3日		○	8月5日	○	指	10月1日	
	千葉	817	842	25	3.06%	8月2日		●	8月5日	●	指	10月1日	
B	埼玉	820	845	25	3.05%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日	
	京都	807	831	24	2.97%	8月4日		●	8月8日	●		10月2日	
	兵庫	794	819	25	3.15%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日	
	静岡	783	807	24	3.07%	8月5日		●	8月9日	●		10月5日	
	三重	771	795	24	3.11%	8月4日		○	8月5日	○		10月1日	
	広島	769	793	24	3.12%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日	
	滋賀	764	788	24	3.14%	8月9日		△☆	8月10日	△☆		10月6日	
	栃木	751	775	24	3.20%	8月5日	有	○	—	—	指	10月1日	
	茨城	747	771	24	3.21%	8月4日		○	8月5日	○	指	10月1日	
	富山	746	770	24	3.22%	8月2日	有	○	—	—		10月1日	
	長野	746	770	24	3.22%	8月4日		●	8月4日	☆		10月1日	
	C	北海道	764	786	22	2.88%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
		岐阜	754	776	22	2.92%	8月5日		○	8月5日	○	指	10月1日
福岡		743	765	22	2.96%	8月4日		▲	8月5日	▲		10月1日	
奈良		740	762	22	2.97%	8月9日		●	8月10日	●		10月6日	
群馬		737	759	22	2.99%	8月9日		○	8月9日	○		10月6日	
山梨		737	759	22	2.99%	8月4日		○	8月5日	○	指	10月1日	
石川		735	757	22	2.99%	8月5日	有	○	—	—	指	10月1日	
岡山		735	757	22	2.99%	8月4日	有	○	—	—		10月1日	
福井		732	754	22	3.01%	8月4日		△☆	8月5日	△☆	指	10月1日	
新潟		731	753	22	3.01%	8月2日	有	○	—	—		10月1日	
和歌山		731	753	22	3.01%	8月5日	有	○	—	—		10月1日	
山口		731	753	22	3.01%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日	
宮城		726	748	22	3.03%	8月8日		●	8月9日	●		10月5日	
香川		719	742	23	3.20%	8月4日		●	8月4日	●		10月1日	
D		福島	705	726	21	2.98%	8月4日		☆	8月5日	☆		10月1日
	島根	696	718	22	3.16%	8月2日	有	○	—	—		10月1日	
	山形	696	717	21	3.02%	8月9日		●	8月10日	●		10月7日	
	愛媛	696	717	21	3.02%	8月5日	有	○	—	—		10月1日	
	青森	695	716	21	3.02%	8月22日		●	8月23日	●		10月20日	
	岩手	695	716	21	3.02%	8月8日		●	8月9日	●		10月5日	
	秋田	695	716	21	3.02%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日	
	徳島	695	716	21	3.02%	8月5日		☆	8月5日	●		10月1日	
	鳥取	693	715	22	3.17%	8月8日		●	8月16日	★●		10月12日	
	高知	693	715	22	3.17%	8月17日	有	○	—	—		10月16日	
	佐賀	694	715	21	3.03%	8月8日		○	8月8日	○		10月2日	
	長崎	694	715	21	3.03%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日	
	熊本	694	715	21	3.03%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日	
	大分	694	715	21	3.03%	8月5日	有	○	—	—		10月1日	
	鹿児島	694	715	21	3.03%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日	
	宮崎	693	714	21	3.03%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日	
	沖縄	693	714	21	3.03%	8月4日		●	8月4日	●	指	10月1日	
	加重平均	798	823	25	3.13%								

※ 決定状況表示 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対 ★:公益一部反対  
 ■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席

※ 加重平均は、厚生労働省発表による

## 福島県最低賃金と全国平均最低賃金の推移（時間額）

	福島県 (A)	全国平均 (B)	格差 (B-A)	A/B×100
1993年	534円	583円	49円	91.59%
1994年	546円	597円	51円	91.45%
1995年	558円	611円	53円	91.32%
1996年	571円	623円	52円	91.65%
1997年	584円	637円	53円	91.67%
1998年	595円	649円	54円	91.67%
1999年	600円	654円	54円	91.74%
2000年	606円	659円	53円	91.95%
2001年	610円	663円	53円	92.00%
2002年	610円	663円	53円	92.00%
2003年	610円	664円	54円	91.86%
2004年	611円	665円	54円	91.87%
2005年	614円	668円	54円	91.92%
2006年	618円	673円	55円	91.83%
2007年	629円	687円	58円	91.56%
2008年	641円	703円	62円	91.18%
2009年	644円	713円	69円	91.32%
2010年	657円	730円	73円	90.00%
2011年	658円	737円	79円	89.28%
2012年	664円	749円	85円	88.65%
2013年	675円	764円	89円	88.35%
2014年	689円	780円	91円	88.33%
2015年	705円	798円	93円	88.35%
2016年	726円	823円	97円	88.21%